実務の
基本セミナー

交通・警備編

はじめに

5月号からスタートした実務試験対策インプットシリーズの最終号です。試験対策では、問題を解く（知識をアウトプットする）ことは重要ですが、その前に知識を頭に入れるインプットも同じくらい重要です。特に実務に関しては、試験対策だけでなく、知識がないから実際の現場で何をしたらよいのか分からない…なんてことにならないよう、知識を頭に入れて、試験に合格、そして実際の現場で活躍してください！

「実務の基本セミナー」は、総務・警務を除いた実務科目の基本を３冊にまとめたものです。

内容の構成は、まず『マンガ』で５つのテーマを学び、各実務科目のイメージを持っていただき（きっとマンガに描かれたテーマ以外についても学びたくなっているはず…）、その他のテーマについても知識を吸収していく形式になっています。

実務の基本セミナー
（３冊シリーズ）

５月号　刑事編
６月号　生活安全・地域編
７月号　交通・警備編

内容の構成
（３冊シリーズ）

○マンガで５つのテーマを学習
○その他のテーマについて学習

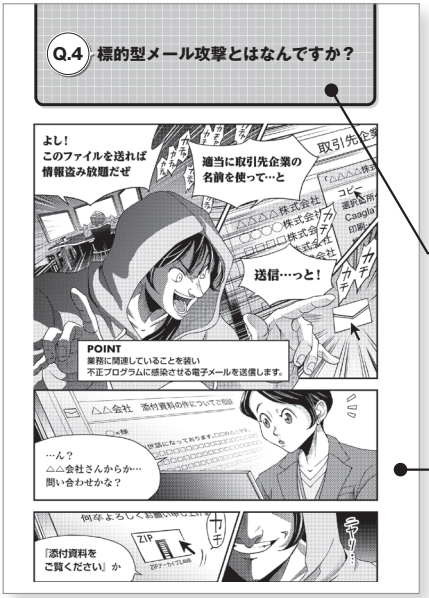

見出しの問いと
マンガを読んで
問いの答えを
考えてみよう！

マンガなので
内容が分かりやすい！

Q.4 標的型メール攻撃とはなんですか？

Answer

サイバー攻撃とは，サイバーテロやサイバーインテリジェンス等のことをいいます。

●サイバーテロ

重要インフラの基幹システムを機能不全に陥れ，社会の機能を麻痺させることを目的とした攻撃をいいます。

●サイバーインテリジェンス

先端技術を有する企業等から機密情報を窃取することを目的とした攻撃をいいます。

サイバーインテリジェンスの手口としては，セキュリティ上のぜい弱性を悪用するなどして攻撃対象のコンピュータに不正に侵入するものや不正プログラムに感染させることにより管理者や利用者の意図しない動作をコンピュータに命令するものなどがあります。

不正プログラムに感染させる手口としては，業務に関連した正当なものであるかのように装った電子メールによる「標的型メール攻撃」が代表的な手口です。

https://www.npa.go.jp/hakusyo/r03/pdf/03_tokushu02.pdf （令和３年版警察白書）

詳細な解説で
理解が深まる！

警備 Section 10

警衛・警護

学習内容

このSectionでは、警衛・警護の意義、法的根拠等について見ていきましょう。

1　警衛

(1)　意義

天皇及び上皇並びに皇族の御身辺の安全を確保するとともに、歓送迎者の雑踏等による事故を防止するために行う警察活動である。

(2)　重要性

皇室に危害が及んだ場合、国内の社会情勢に著しい影響を及ぼすとともに、国際的にも著しく威信を失うなど、国内外への影響は計り知れない。

※　過去に発生した事案
例　ひめゆりの塔における火炎びん投てき事件（昭和50年７月）、国民体育大会開会式会場における発炎筒投てき事案（平成４年10月）、自動車お列に対する進行妨害事案（平成15年７月）

(3)　実施上の留意点

皇室と国民との間の親和を妨げない。

(4)　法的根拠

○　任意活動は警察法２条を根拠とする。

○　強制活動は、警職法、銃刀法、火炎びん処罰法、火薬類取締法、刑訴法等を根拠とする。

○　都道府県警察が、その管轄区域を越えて権限を行使する場合は、警察法61条を根拠とする。

刮目ｓ!!　**警衛員の心構え**

❶	職責の自覚
❷	旺盛な士気と周到な注意力
❸	相互の緊密な連携と一致協力
❹	突発事案発生の際の冷静沈着かつ迅速的確な措置
❺	品位の保持と適切な市民応接
❻	一般事件事故を認知した場合の臨機の措置
❼	緊急自動車の優先通行の確保

見出しと学習内容で
何を学習するのか
一目で分かる！

図表があるから、
頭に入りやすい！

目 次　CONTENTS

はじめに …… 2
法令略称一覧 …… 6

重要テーマをマンガで学習 !!

Q.1 自転車運転者講習制度とはどのような制度ですか？ …… 8
Q.2 飲酒運転周辺者３罪の禁止行為とは？ …… 10
Q.3 内ゲバとはなんですか？ …… 12
Q.4 標的型メール攻撃とはなんですか？ …… 14
Q.5 三島事件、浅沼事件とはどのような事件ですか？ …… 16

交通科目の基礎学習

01 道交法の基礎用語 …… 20
02 近年の道交法等の改正 …… 22
03 交通安全教育 …… 26
04 高齢者対策 …… 28
05 交通規制 …… 30
06 使用者の責任 …… 34
07 運転免許制度 …… 36
08 免許に関する講習 …… 38
09 高齢者講習制度 …… 40
10 点数制度 …… 42

11 運転免許の行政処分等 …… 44
12 交通指導取締り …… 46
13 交通反則通告制度 …… 50
14 飲酒運転の取締り …… 52
15 違法駐車 …… 56
16 自動車運転死傷処罰法 …… 60
17 ひき逃げ事件捜査要領 …… 62

警備科目の基礎学習

01 警備警察の意義 …… 66
02 警備情報活動 …… 68
03 警備犯罪捜査 …… 72
04 日本共産党 …… 76
05 大衆運動・労働運動 …… 80
06 右翼運動 …… 82
07 極左暴力集団 …… 86
08 サイバー攻撃 …… 88
09 外事警察 …… 90
10 警衛・警護 …… 92
11 災害警備 …… 94

重要テーマを
マンガで学習!!

Q.2 飲酒運転周辺者３罪の禁止行為とは？

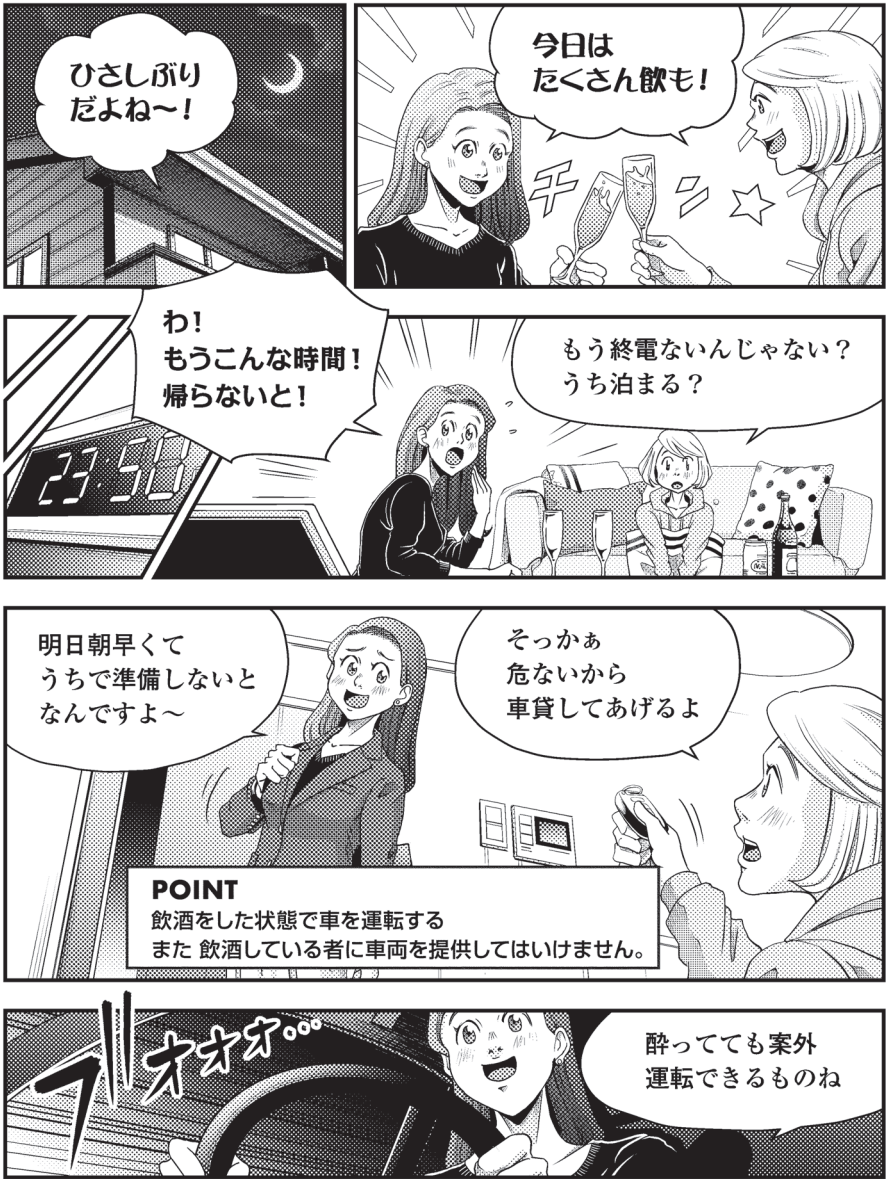

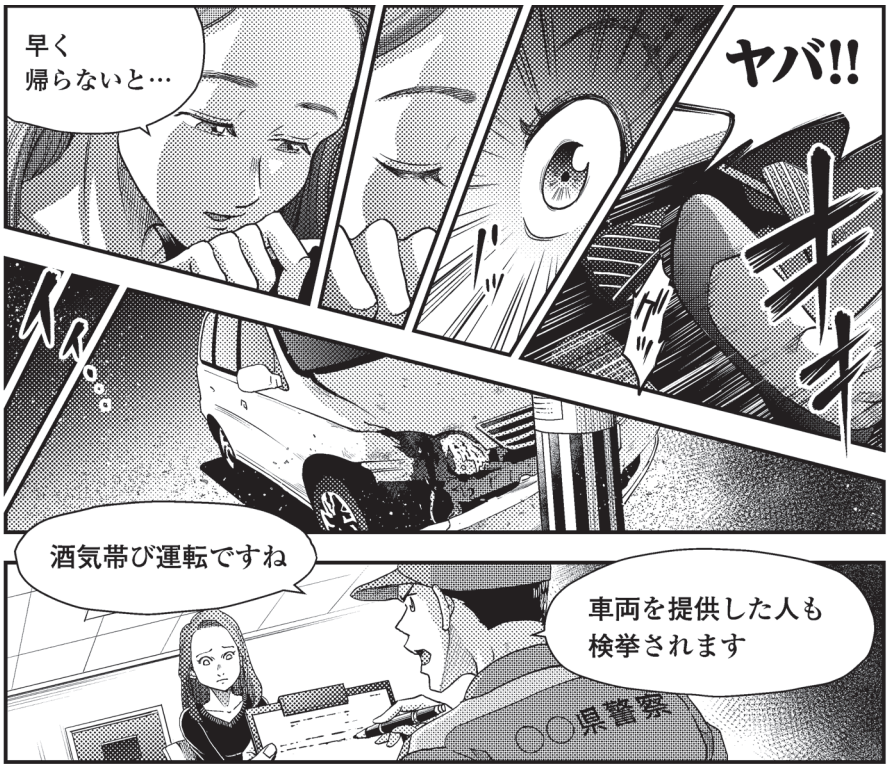

Answer

●飲酒運転周辺者３罪

1　車両等提供罪（道交法117条の2第2号，117条の2の2第4号，65条2項）

酒気を帯びて飲酒運転をすることとなるおそれがある者に車両等を提供することにより成立します。車両等の提供者の罰則は，運転者が酒酔い運転の場合は，5年以下の懲役又は100万円以下の罰金，運転者が酒気帯び運転の場合は，3年以下の懲役又は50万円以下の罰金となります。

2　酒類提供罪（道交法117条の2の2第5号，117条の3の2第2号，65条3項）

飲酒運転をすることとなるおそれがある者に酒類を提供することにより成立します。酒類提供者の罰則は，運転者が酒酔い運転の場合は，3年以下の懲役又は50万円以下の罰金，運転者が酒気帯び運転の場合は，2年以下の懲役又は30万円以下の罰金となります。

3　要求・依頼同乗罪（道交法117条の2の2第6号，117条の3の2第3号，65条4項）

運転者が酒気を帯びていることを知りながら，自己を運送することを要求・依頼して飲酒運転の車両に同乗することにより成立します。同乗者の罰則は，運転者が酒酔い状態であることを知りながら同乗し，かつ，運転者が酒酔い運転をした場合は，3年以下の懲役又は50万円以下の罰金，それ以外の場合は2年以下の懲役又は30万円以下の罰金です。

Q.5 三島事件，浅沼事件とはどのような事件ですか？

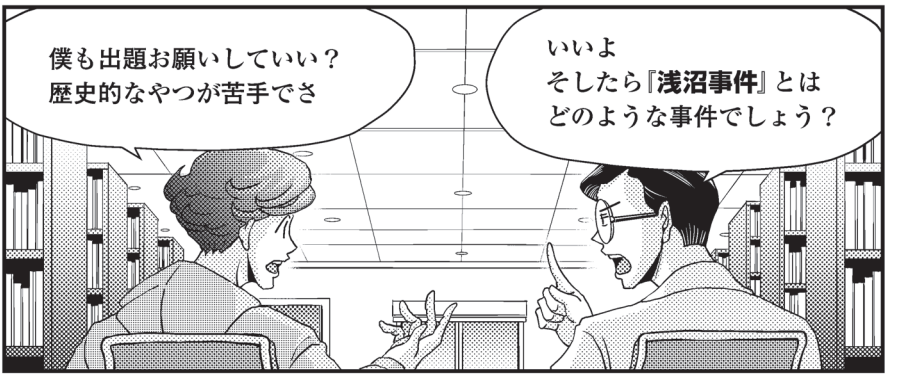

Answer

浅沼事件が発生した当時は，戦後の左翼運動が盛り上がっており，特に昭和34年以降の日米安全保障条約改定反対闘争（第一次安保闘争）を中心とした大衆運動が盛り上がっていました。その盛り上がりは，右翼に「共産主義」に対する危機感を増大させ，その結果，「行動右翼」と呼ばれる団体が多数結成されるなど，暴力主義的な傾向が高まっていました。

このような危機感を背景に，右翼によるテロ事件が続発した中で，当時17歳の少年が起こした浅沼事件は，現在に至っても右翼に対して影響を与えています。

右翼は，三島事件を契機に，「従来の運動は表面的なもので命を懸ける熱意に欠けていた。」，「百の理論より命を懸けた1つの行動」等と理論よりも行動を主張する声を強めました。右翼の行動重視の傾向は次第に強まり，若手を中心とした「新右翼」と呼ばれる一群が誕生し，「全ての政党，右翼も左翼も含めて，戦後30年間に培われた既成のメカニズムは全て体制側とみて打倒する。」との認識の下，様々な事件を引き起こしました。

新右翼に共通していることは，「戦後右翼運動における反共重視，体制擁護の誤りを正し，徹底した『反体制・国家革新』の立場に立ち，目的達成のためには暴力も辞さない。」とする考え方に従っていることです。

交通科目の基礎学習

先生!!
交通警察では、マンガで
学習したテーマ以外に
どのような活動を
行っているのですか？

交通警察の対象は、
道路交通であり、道路における
危険の防止、交通の安全や
円滑を図るため、様々な活動を
行っています。
それでは、ここからは交通警察が
扱う様々なテーマについて
見ていきましょう。

交通 Section 01

道交法の基礎用語

学習内容

「道路」「車両」「運転」「徐行」等、普通に使われている用語ですが、それらは道交法等において定義されています。

Section01 では、用語の定義について見ていきましょう。

1　道路の定義（道交法 2 条 1 項 1 号）

○　道路法 2 条 1 項に規定する道路

○　道路運送法 2 条 8 項に規定する自動車道

○　一般交通の用に供するその他の場所

刮目ぅ!! 道路の種類

道路法	高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道
道路運送法	専用自動車道、一般自動車道
その他	一般交通の用に供するその他の場所

2　車両関係

(1)　車両等

❶　車両（自動車、原動機付自転車、軽車両、トロリーバス）

※　自動車と原動機付自転車を合わせて「自動車等」という。

❷　路面電車

(2)　軽車両（道交法 2 条 1 項11 号）

❶　自転車、荷車、その他

❷　原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であって、車体の大きさ及び構造を勘案して❶に準ずるもの

※　身体障害者用の車椅子と歩行補助車等を除く。

※　電動ベビーカーも歩行補助車等として軽車両から除外される。

3　その他

⑴　運転（道交法２条１項17号）

○　「道路」において「車両等」を「本来の用い方」に従って用いること。

○　自動運行装置を使用する（自動運転する）場合も含まれる。

刮目ぅ!!「運転」に関する判例

運転に当たるとした判例	アクセルの操作による進行でないとしても、ギアーを入れている以上は運転に当たる（東京高判昭 41.3.31）。
運転に当たらないとした判例	エンジンの始動だけでは運転とならない（最判昭 48.4.10）。

⑵　徐行（道交法２条１項20号）

○　車両等が直ちに停止することができるような速度で進行すること。

○　ブレーキ操作から停止するまでの距離が概ね１m以内となる速度である。

⑶　追越し（道交法２条１項21号）

車両Ａが車両等Ｂに追い付いた場合に、❶進路を変えて、❷Ｂの側方を通過し、❸Ｂの前方に出ること。

※　進路を変えずに他の車両等の側方を通過するのは「追抜き」である。

⑷　交差点（道交法２条１項５号）

○　十字路、丁字路等における当該２以上の道路が交わる部分をいう。

○　歩道と車道の区別のある道路においては、車道のみを指す。

○　同一平面で交わることをいい、立体交差は含まない。

⑸　信号機（道交法２条１項14号）

❶電気により操作され、❷道路の交通に関し、❸灯火により交通整理等のための信号を表示する装置をいう。